

令和 7 年 8 月 29 日
物流・自動車局技術・環境政策課

大型車の自動車検査証の記録誤りについて

本年 4 月以降、国土交通省が発行した大型車の自動車検査証（車検証）に、令和 7 年度燃費基準達成度が正しく記録されていないことが判明しました。該当の車両については、車検証の記録を修正いたしますが、これにより、自動車税環境性能割の適用税率に変更が生じる可能性があることから、必要な対応を速やかに進めてまいります。

1. 概要

本年 4 月以降、車両総重量 3.5 トン超の大型車（トラック・バス等）の自動車検査証（車検証）の備考欄には「令和 7 年度燃費基準達成度」が記録されるべきところ、システムの不備により、4 月以降に登録手続（新規登録、移転登録）を行った一部の車両について、正しく記録されないことが判明しました。

2. 対応

- ① 車検証の備考欄に「令和 7 年度燃費基準達成度」が正しく記録されるようシステム改修を行いました。
- ② 車検証の記録誤りが生じている車両については、今後、速やかに修正を行ってまいります。
- ③ 本件修正により、自動車税環境性能割の適用税率に変更が生じるおそれがあることから、各都道府県のご協力の下、対象自動車の特定や当該自動車の所有者に対する還付手続の実施等必要な対応を速やかに進めてまいります。
- ④ 影響を受けた車両の台数等の詳細が明らかになり次第、国土交通省 HP で公表するとともに、修正対象自動車の所有者の皆様にご案内をダイレクトメール等で直接ご案内を送付する予定です。

自動車の所有者をはじめ関係者の皆様には多大なるご迷惑をお掛けすることとなり、深くお詫び申し上げます。今後このような事態が生じないよう再発防止に努めてまいります。なお、本件についての問い合わせ先は下記のとおりであり、各都道府県自動車税事務所等へのお問い合わせはお控えいただきますようお願いいたします。

<問合せ先>

物流・自動車局 技術・環境政策課 伊堂寺、橋本（優）

TEL：03-5253-8111（内線 42-257、42-253）、03-5253-8592（直通）